破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２６号
金沢市久安５丁目72番地
債務者　酒井　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
岡山県浅口市寄島町14644番地
債務者　石井　栄一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木　健二
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
奈良県大和郡山市城町1473番地79
債務者　川瀬　直美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　破産債権の届出期間　平成22年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０号
群馬県前橋市西片貝町２丁目265番地１　レジデンスアイランドＡ―101号
債務者　細野　健二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０６号
栃木県足利市葉鹿町719番地215
債務者　飯山　由理
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６１号
岩手県一関市真柴字中田41番地286　雇用促進住宅中田南宿舎２―203
債務者　吉田　正夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　功平
4　破産債権の届出期間　平成22年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１２１号
滋賀県栗東市小柿10丁目９番７―４号、前住所滋賀県栗東市川辺480番地13
債務者　藤井　幸夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　大視
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６８号
奈良市富雄泉ヶ丘20番４号
債務者　出口　昌利
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
宮城県石巻市釜谷字韮島48番地
債務者　武山　太一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成22年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
千葉県市川市本北方３丁目１番24号
債務者　小林　卓満
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　宏子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
茨城県北茨城市磯原町上相田246番地１、前住所茨城県北茨城市中郷町日棚2017番地の21
債務者　廣瀬　義則
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２７７号
千葉県市原市辰巳台東４丁目10番地　雇用促進住宅市原宿舎３棟402号
債務者　末吉　正人
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安川　秀穂
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４２号
千葉市稲毛区六方町118番地６
債務者　若菜　泰志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６９号
北海道石狩市花川南９条２丁目223番地
債務者　関根　朝子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　陽子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部